平成２５年度　事業計画

Ⅰ　基本方針

我が国は少子高齢化が進み、人口に占める６５歳以上の高齢者割合は２２％を超え、５人に１人が高齢者という状況であります。高齢者層の増加は、多数の現役世代が少数の高齢者世代を支えるというこれまでの社会構造に変化をもたらし、社会の活力低下が強く懸念されています。高齢社会では、高齢者が持つ豊かな経験や知識・技能を活かし、生き生きと主体的に働くことができる、活力ある社会づくりが極めて重要です。

このような状況下、活力ある高齢社会を支える地域の中核組織である宇都宮市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、発足３２年の歴史を礎に、新たな地域貢献をめざして平成２４年４月１日、公益社団法人に移行しました。

公益社団法人は、社会的信用度が高くなる一方で、健全な財政基盤の確保はもとより、効果的・効率的かつ透明性、公正性を確保した事業運営や予算執行など厳格な対応が求められます。

このようなことから、本センターとしては、関係機関・団体との連携をさらに強固なものとするとともに、センター事業目的であります高年齢者の就業機会の確保、促進と生きがいの増進を図ることにより、活力ある地域社会づくりに寄与するためセンター事業を着実に推進してまいります。

Ⅱ　事業計画

１　シルバー人材センター事業

（１）就業機会提供事業

本センターは、宇都宮市内の６０歳以上の不特定多数の高年齢者に対し、「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係わる就業の機会を提供する。

①　請負・委任

６０歳以上の不特定多数の高年齢者で、本センター会員として登録する者に民間や公共から請負った仕事を「請負・委任」契約により提供する。

②　一般労働者派遣事業

公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会と一般労働者派遣事業実施に関する協定を締結し、６０歳以上の派遣労働を希望する会員に対し、「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係わる派遣労働を提供する。

③　職業紹介事業

公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）と職業紹介事業実施に関する協定を締結し、６０歳以上の不特定多数の求職者に対し、「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係わる雇用就業を目的とした職業紹介を行う。

なお、平成２４年１０月１日の高齢法の改正により無料職業紹介事業ではなく、有料職業紹介事業に事業変更することとなった。移行への猶予期間を踏まえ、今年度は平成２６年度から実施できるように連合会と調整を行う。

（２）　就業機会確保事業

本センターは、６０歳以上の高年齢者に対して「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に

係わる就業の機会を確保するために次の事業を実施する。

①　普及啓発事業

ア　ホームページ、「広報うつのみや」を活用し、センター事業の普及に努める。

イ　センター事業啓発用パンフレットをあらゆる機会を捉え配布する。

ウ　センター事業普及月間（１０月）に、市役所市民ホールで「シルバー人材センターパネル展」を開催し、市民にセンター事業を普及する。

エ　高年齢者の健康と生きがいつくりを推進する団体と連携を強化し、センター事業の周知を図る。

オ　センター事業普及月間（１０月）に、ボランティア活動を実施し、地域社会への貢献とセンターPR に努める。

カ　会報「シルバーだより」を発行する。

キ　会員によるパンフレットの配布活動を実施するとともに、会員の「口コミ」による入会促進を図る。

ク　女性の入会を促進するため、女性部会による入会促進運動を展開し人材の確保に努める。

②　安全・適正就業推進事業

〈安全就業推進事業〉

ア　安全委員会を開催し、安全の確保と事故防止策を推進する。

イ　安全委員会、職員による安全パトロールを実施する。

ウ　安全就業強化月間を複数月設定し、安全就業の啓発に努める。

エ　安全就業等の徹底を図るため研修会を開催する。

a　職群班を対象とした安全就業研修会

b　交通安全に関する研修会

オ　健康に対して高い意識を持つよう健康に関する情報提供や定期健康診断受診を呼びかける。

〈適正就業推進事業〉

ア　「就業案内」を毎月発行し、適正就業に対する理解を深める。

イ　会員及び発注者にセンター事業のシステムを周知し、適正就業の理解と協力を求める。

ウ　「わかちあい就業」を実施し、就業機会の公平・均等化に努める。

（３）就業開拓事業

ア　会員自ら就業先においてパンフレットを配布し、受注の促進に努める。

イ　受注の更なる拡大を図るため、事務局・事業所間の連携を深め、会員が相互乗り入れできる体制を整備する。

ウ　センター事業を広く知らしめ、発注が促進されるよう各種イベントに積極的に参加する。

エ　質の高いサービスの提供を目指し、発注者の管理システムについて検討を行う。

オ　リピーター確保のためのリーフレットを請求時に同封するなど、仕事の掘り起こしに努める。

カ　会員の趣味・特技を活かし、新たな独自事業の創出に努める。

（４）研修・講習事業

ア　会員の資質の向上と就業機会の確保を図るため、「植木剪定」、「刈払機」、「接遇」等の研修・講習会を開催する。

イ　業務に対し「プロ意識」をもって就業できるよう、職群班ごとにミーティングや事例発表などを行い「苦情ゼロ運動」を展開する。

（５）独自事業

ア　会員向けパソコン相談室を開催する。

イ　編みぐるみ班の生産体制を強化し、全国規模で事業が展開できるシステムを構築する。

ウ　出張刃物研ぎの事業化について検討する。

エ　新たな事業として「豆ぞうり」の製品化に努める。

（６）相談・調査事業

ア　センター事業の健全な発展を図るため、基本方針や実施計画に掲げられた目標等の実現のために解決すべき各種課題について総務企画・就業促進・女性部会で調査研究を行う。

イ　「グループタンポポ」、「ショート・ジョブ」班員を対象とした就業相談を開催する。

ウ　職群班リーダー等を対象とした先進地視察調査を実施する。

２　法人運営

（１）理事会

事業執行状況や会員の入会承認など本センターの事業運営にとって重要な案件を審議・決定するため、年５回程度開催する。

（２）総会

定時総会を６月に開催する。